

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書  
(絶縁常時監視装置設置事業場・無停電年次点検運用事業場)

第1 保安管理業務の内容

保安管理業務は、委託者の定める保安規程に基づいて行い、その内容は次のとおりとする。

なお、保安管理業務の実施に当たり、受託者は委託者に電気工作物の異常等についての問診を行い、異常があった場合には、その異常箇所についても点検を行うものとする。

(1) 点検の種類及び実施回数

ア 月次点検は、主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験をいい、隔月1回以上行うものとする。また点検を行ったときは、電気設備点検結果報告書により遅滞なく報告するものとする。

イ 年次点検は、主として施設の運転中、又は運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいい、年1回行うものとする。この場合、原則として月次点検も併せて行うものとする。(運転中に行う年次点検A 3年2回、運転を停止して行う年次点検B 3年1回)

ウ 臨時点検は、異常発生した場合等、原因探求等のために行う点検、測定及び試験をいい、必要の都度行うものとする。

エ 工事期間中の点検は、電気工作物の設置、変更の工事期間中において、工事期間中でなければ点検できない箇所を重点的に行う点検をいい、週1回以上行うものとする。

オ 竣工検査は、電気工作物の設置、変更の工事が完了した場合において、関係法令等に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいい、必要の都度行うものとする。

(2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合は、委託者の通知に基づいて受託者は応急措置を行い、事故原因の探求並びに再発防止のための指導をするものとする。この場合、委託者は、受託者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため電気事故の発生個所、異常の状況等を

適切に受託者に連絡するものとする。

- (3) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項その他必要な事項がある場合は、適正になされるように指導助言を行うものとする。
- (4) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、法令に基づく工事期間中の点検、竣工検査を実施し電気の保安にかかる必要な助言を行うものとする。
- (5) 法令に定める官庁検査の立会い並びに電気事業者及び委託者の要請による立会いを行うものとする。
- (6) その他、所轄官庁、電気事業者等への諸手続き、書類の作成等の指導及び施設図面等の整理を行うものとする。

## 第2 契約の対象

自家用電気工作物								
受電設備			非常用予備発電装置			小出力発電設備		
受電設備の容量	別表	kVA	発電機定格容量	別表	kVA	定格容量	-	kVA
受電電力	別表	kW	発電機定格出力	別表	kW	定格出力	-	kW
受電電圧	別表	V	発電機定格電圧	別表	V	定格電圧	-	V
			種類		ディーゼル	種類		-

第3 委託者は、保安管理業務のうち、次に掲げる設備等受託者が実施できない電気工作物の点検、測定及び検査の全部又は一部を受託者の監督の下、委託者又は、電気工事業者、機器製造業者等必要な専門の知識及び技術を有するものに委託者の負担において行うものとし、受託者は委託者の要請等必要によりこれに立会うものとする。なお、受託者はその記録等を確認し、委託者に対し必要な助言を行うものとする。

- (1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する消防用設備、ボイラー、昇降機及び昇降路内の設備等
- (2) 取扱いが特殊なため、専門技術を要する医療用機器、オートメーション化された工作機械群等
- (3) 高所にある配線、機器等及び稼働中の機器又はその付近の配線、機器等で点

検を実施することに危険を伴う場合

- (4) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸素欠乏危険箇所、放射線管理区域内等に設置された機器等
- (5) 委託者の業務上の都合（情報管理、衛生管理、機密管理等）で立入が制限された場所に設置された機器等
- (6) 事業場外で使用されている可搬型機器及び発電設備のうち原動機等電気設備以外の工作物
- (7) 構造上、内部点検ができない密閉型防爆構造の機器、密閉場所等
- (8) 壁の中、密閉された天井裏、固定ボルトで固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等

#### 第4 保安業務担当者の資格等

- 1 受託者は保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則に適合するものをあてるものとする。
- 2 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証明書を常に携帯するものとし、点検時に委託者はこれを確認するものとする。
- 3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 4 保安業務担当者及び保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、保安管理業務を自ら実施するものとする。ただし、必要に応じ補助者を同行し補助させることができるものとする。
- 5 受託者は前各項で定める保安業務担当者等を、受託者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって委託者に通知するものとし、委託者はその内容を確認するものとする。
- 6 受託者は保安業務担当者等の変更を行う必要がある場合は、書面をもって委託者に通知するものとする。

#### 第6 委託者受託者相互の協力、義務及び通知

- 1 委託者は受託者が保安管理業務の実施に当たり、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項について尊重するものとする。
- 2 受託者は保安管理業務を誠実に行うものとする。

- 3 委託者受託者相互は次に掲げる場合は、速やかに通知するものとする。
- (1) 委託者は電気事故その他委託者の設置する電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがある場合
  - (2) 電気設備異常に関する警報装置等が警報を発した場合
  - (3) 委託者の電気工作物の設置又は変更工事の予定
  - (4) 委託者が連絡責任者を決定又は変更する場合
  - (5) 委託者又は委託者の事業場の名称及び所在地の変更があった場合

## 第7 記録の保存

受託者の保安業務担当者等が実施した保安管理業務終了後には結果を委託者に報告するとともに、その実施者名及び報告助言した事項等の記録は、委託者受託者確認の上、双方において保存するものとする。

## 第8 絶縁常時監視装置設置運用の取扱い

- 1 委託者の低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置は、受託者が設置するものとする。
- 2 委託者は絶縁常時監視装置を設置する場所の提供、電灯・電話配線など既存の施設利用について便宜を供するものとする。
- 3 絶縁常時監視装置及び設置工事に要する費用は、原則として受託者が負担するものとする。
- 4 絶縁常時監視装置の保守は受託者が行い、その費用は受託者が負担するものとし、委託者は装置を無断で移設、取外し、修理などを行わないものとする。
- 5 受託者は、絶縁常時監視装置の設定値の確認及び試験鉤による検知動作、及び委託者からの警報を受託者に自動伝送する場合の伝送試験を月次点検時に行い、設定値における誤差の試験を年次点検時に行うものとする。
- 6 受託者は、委託者から次に掲げる絶縁常時監視装置の警報を受信した場合は、委託者に連絡し電気工作物の異常の有無を確認するとともに警報発生の原因を調査し適切な措置を行うものとする。
  - (1) 自動伝送によるもの
    - ア 警戒警報  
警報動作電流（50mA）以上の漏えい電流が1分以上継続し、1時間に

3回以上発生した場合の警報

イ 警戒継続警報

警報動作電流（50mA）以上の漏えい電流が5分以上継続した場合の警報

(2) 電話連絡によるもの

警報発生時に委託者から受託者へ電話で連絡する場合

7 受託者は、絶縁常時監視装置の警報の受信記録を3年間保存するものとする。

8 受託者は、この契約が失効した場合は、受託者の負担により、絶縁常時監視装置を撤去するものとする。

別表

No	事業場所	所在地	連絡 責任者	点検 頻度	受電設備			非常予備発設備		
					kVA	kW	V	kVA	kW	V
8002807	大隅肝属地区消防組 合消防本部(中央署 含む)	鹿屋市新川 町800番地	契約財産 係長	隔月 1回	200	135	6,600	75 60	60 48	200 210
8007427	大隅肝属地区消防組 合南部消防署	肝属郡錦江 町城元1055 番地	庶務係長	隔月 1回	23	23	220	43	34.4	220
8007428	大隅肝属地区消防組 合東部消防署	鹿屋市串良 町下小原 2001番地1	庶務係長	隔月 1回	31	31	220	25	20	220